

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日：平成22年12月14日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人三和福祉会 (施設名) 三和第二保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)岡本厚子	定員(利用人数):120名
所在地:〒496-0862 愛知県津島市城山町1-1	TEL 0567-25-2238

③総評

◇特に評価の高い点

社会福祉法人三和福祉会は、天理教三和分教会の会長である初代理事長が、社会の必要としている保育施設を創設したものである。市内2か所の保育園を運営しており、三和第二保育園は津島市の中心に近い閑静な住宅街の中にあり、交通の便の良いところに位置している。

園長先生は経験豊富で職員、保護者からも信頼されており職員からの意見も出しやすいように委員会を設けて上手く職員間の連携をとりながら保育を進められている。

読み聞かせのボランティアや体育指導、英語で遊ぼう、造形絵画教室といった多くのメニューが用意しており、健康と情操を重視した保育を心がけている。また年に一回お泊り保育や夏祭りを毎年実施しており、法人独自の取り組みとして様々な経験ができる機会を提供している。特に、卒園児を対象に毎年OB会を実施するなど、卒園後も長い付き合いができ、地域の中の社会資源として利用できるようになってきている事は高く評価できる。更に、子どもの気持ちを優先する保育の姿勢が随所に感じられる事も高く評価できる。

◇改善を求められる点

中・長期計画の裏づけとなる収支計画を策定が望まれる。

人事考課については客観性・公平性を高めて法人全体で取り組むと良い。

関係機関の一覧表の作成、掲示等を行い、苦情解決について、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決方法や結果を公表することが望ましい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受けるにあたり、書類面、環境面、言葉がけ、手順等、一つ一つみていきました。同じ見解で行っていると思っていたことが、案外、保育士の独自性で変化していたり、ベストだと思っていた対応は、様々な側面に対応できるのだと気づいたり、学びと驚きがたくさんありました。

その課程で、何度も会議で話し合っ検討していく事により、職員の連携が深まっていくのを感じました。

このすばらしい機会を通して、三和の理念にもある、地域に根ざし、子ども・保護者とも信頼感のある温かい保育に、より精進していきたいと思います。

第三者評価委員の皆様、また、アンケートにお答え下さった保護者の皆様、全ての方に学ばせて頂けることを感謝致します。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

法人保育所の理念、保育目標が文書化されている。保育理念から使命や目指す方向が読み取れる。基本方針が文書化されている。基本方針は、職員が行動規範となるような具体的な内容となっている。職員会議にて、年度初めに話し合いを行い、パート職員には午睡の際に説明している。利用者には、入園説明会や保護者会総会にて説明を行っている。発表会、講演会等の際にも説明をしている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画の裏づけとなる収支計画を策定することが望まれる。収支計画の内容を反映し、事業計画を策定することが望まれる。乳児、幼児、臨時職員、代表会議とそれぞれの会議から上がった内容を事業計画に反映している。事業計画を年度初めや合同会議などにて職員に説明している。入園、進級式の際にわかりやすく説明して事務所にいつでも閲覧できるようにおたより(おさなご)でも伝えている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

管理者の役割と責任について文書化し、年度当初の法人全体会で表明して毎月の会議の中でも表明している。法令遵守の観点で勉強会や研修に参加したり、市の通達の回覧や全保協からの情報からも収集している。組織的に具体的な体制を構築して積極的に参画している。全保協の研修、園内研修を積極的に行っている。常に職員会議等を通じて環境を把握し適切に方向性を示し働きやすいように改善をしている。特にパート職員の情報の共有に努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

市と連携をとって地域のデータを把握しており幼保一体化への動きも情報を収集している。在園児の推移分析を行っており、給食業者等複数にして比較しながら購入している。また職員の時間外を減らす工夫を交代により行っている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉔ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>自己評価を基に必要な研修を行っている。障害児保育等専門の保育士を育成している。人事考課の目的や効果を正しく理解して6月と12月に考課を行っているが、客観性が不十分である。定期的に職員との個別面接を設け相談しやすい組織内の工夫をしており、有給休暇もとしやすい環境になっている。</p>
--

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>緊急時対応方法や感染症対応方法等のマニュアルが適切に整備及び周知され、見直しも行われている。</p>

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	a ・ ㉞ ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	㉠ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	㉠ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

家庭児童相談室や保健センター等の関係機関との連携が定期的に行われている。連携している関係機関との連絡の迅速化や、関係性の具体化のため、一覧表を作成し、事務室に掲示するなどの工夫が望まれる。			
--	--	--	--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決方法、結果を公表すると良い。保護者からの意見等に対して体制が整備され迅速に対応されている。検討に時間がかかる場合の保護者への中間状況報告の実施についてもマニュアルに記載することが望まれる。			
---	--	--	--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	㉠ ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

サービス内容の評価と評価から出された課題に対する改善について、積極的に実行している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

パンフレット等書面を基に丁寧な説明を行っている。
 保育の終了後の相談方法について書面で説明されている。
 「おぢばがえり」として卒園児を対象とした行事を実施しており、特に評価できる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

主任を責任者として、保育課程に基づきアセスメント及び保育計画が適切に策定され、毎月開催される会議において定期的に見直しを行っている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>健康管理、食育、保育環境が適切に実施または整備され、子ども一人ひとりに対する保育が実施されている。子どもの気持ちを優先する保育の姿勢が随所に感じられ、特に評価できる。</p>
--